

子育て世帯の生活を支援するために
一時金を支給します！

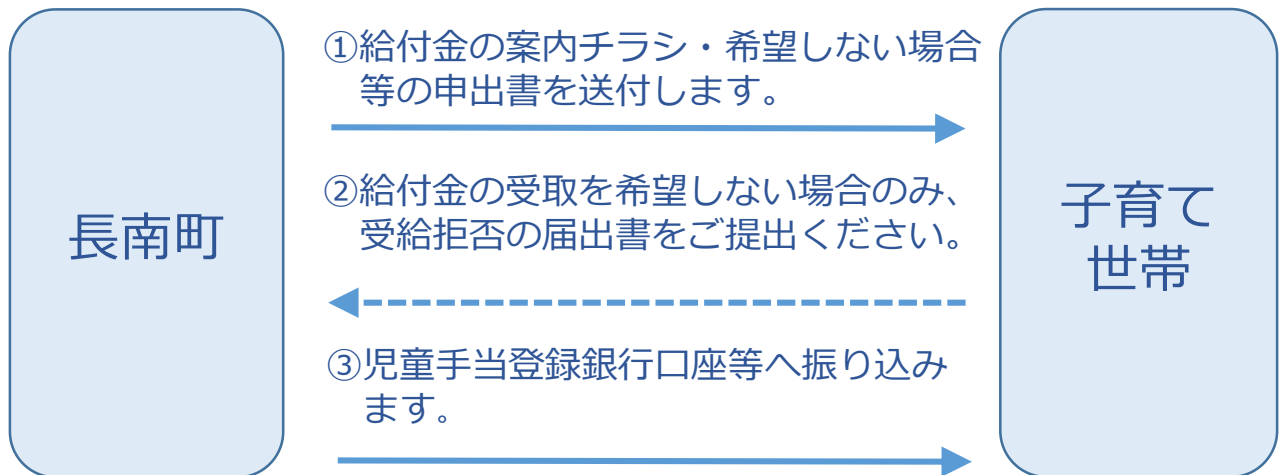
<子どもの成長応援臨時給付金>

令和5年4月30日時点（新生児除く）で長南町に住民登録のある対象児童（※）の養育者に対して給付金を支給します。

※平成20年4月2日～令和6年3月31日までに出生した児童

金額は対象児童1人につき、1万円です。

**原則、児童手当受給者（公務員除く）は申請不要です。
準備が整い次第、順次ご案内を送付します。**



【ご注意ください】

※児童手当の支給に当たって指定していた口座を解約等しており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合は、児童手当の振込指定口座の変更手続等を行っていただきますので、ご連絡ください。

※上記について、口座解約・変更等により指定口座への振込ができない場合は、子どもの成長応援臨時給付金を支給することができなくなりますので、必ずご対応をお願いします。

※当該口座の変更等に支障がある場合には、お問い合わせください。

※下記の方については、**原則申請が必要**となります。町からの申請書の送付をお待ちください。申請書は準備が整い次第、順次送付いたします。

- ①公務員
- ②児童手当所得上限を超過されている方
- ③対象児童と住民登録上、別の市町村（県外含む）に居住している方

Q & A

Q. 誰が支給対象者になりますか？

A. 令和5年4月30日時点で長南町に住民登録がある中学生以下の児童を養育している主たる生計維持者が支給対象となります。

Q. いつ頃振り込まれますか？

A. 準備が整い次第、順次通知を送付します。

Q. 県外から引っ越してきた場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 令和5年4月30日時点で、長南町に児童の住民登録がある方が対象となりますので、**令和5年5月1日以降に県外から転入された場合には対象となりません。**

県内の転入の場合は、基準日時点で住民登録のあった市町村で受給となりますので、転入前の市町村にお問い合わせください。

Q. 保護者が県外に住んでおりますが、支給対象となりますか？

A. 養育している児童が、基準日に長南町に住民登録があれば支給対象となります。詳細については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせは

長南町役場 福祉課 福祉児童係
電話：0475（46）2116

本給付金に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに長南町から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに長南町の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。